8　有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券

（単位：円）

区　　分	種　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	235,880,698,958	259,021,242,100	23,140,543,142
	地方債	148,296,547,262	159,170,623,100	10,874,075,838
	政府保証債	20,045,892,647	21,081,349,800	1,035,457,153
	社債	246,903,246,489	259,634,735,000	12,731,488,511
	小計	651,126,385,356	698,907,950,000	47,781,564,644
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	0	0	0
	地方債	0	0	0
	政府保証債	400,140,193	400,000,000	△　140,193
	社債	76,119,249,097	72,211,647,000	△　3,907,602,097
	小計	76,519,389,290	72,611,647,000	△　3,907,742,290
合　　計		727,645,774,646	771,519,597,000	43,873,822,354

⑵　その他有価証券

（単位：円）

区　　分	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,311,000,000,000	1,311,000,000,000	0

なお、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

⑶　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

（単位：円）

種　　類	売却原価	売　却　額	売却差額
国債	5,691,202,768	6,025,068,670	333,865,902
地方債	10,364,354,590	10,754,929,600	390,575,010
政府保証債	1,424,667,957	1,490,524,800	65,856,843
社債	12,374,362,565	12,882,708,400	508,345,835
合　　計	29,854,587,880	31,153,231,470	1,298,643,590

（売却の理由等）不要財産に係る国庫納付を行うため売却しました。なお、当該売却取引は、売却差額を損益計算上の損益に計上しない取引として、主務大臣の指定を受けています。

9　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

10　重要な後発事象

⑴　厚生年金基金の代行部分の返上

厚生年金基金の代行部分について、平成25年４月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識します。なお、損益に与える影響額については、未定です。

⑵　資産の処分

期末日までに売買契約書を締結している重要な資産が次表のとおりありますが、これについては引渡しが完了していないため、貸借対照表に計上しています。

（単位：円）

機構本支店名	名　　称	所在地	帳簿価額		
			建物等	土　地	計
本店	公庫総合運動場	三鷹市	—	1,990,000,000	1,990,000,000

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しています。

11　不要財産に係る国庫納付等

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の概要

ア　種類

現預金及び有価証券

イ　帳簿価額

現預金　6,989,624,444円　有価証券　29,854,587,880円

⑵　不要財産となった理由

出資金について、その執行の見直しを行った結果、今後見込まれる事業量のもとでは上記財産については業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたためです。

⑶　国庫納付等の方法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の２第１項及び第２項の規定に基づき、国庫納付等を行いました。

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

31,153,231,470円

⑸　国庫納付等の額

37,481,066,204円

⑹　国庫納付等が行われた年月日

平成24年11月21日

⑺　減資額

36,445,480,000円